（様式第1号）

令和　　　年　　　月　　　日

仙台市長　　あて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | （住　　所） |  |
| （企 業 名） |  |
| （代表者名） |  |

令和６年度上場型コーポレートガバナンス等整備支援事業

申請書

令和6年度上場型コーポレートガバナンス等整備支援事業による支援を受けたいため、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　添付書類　（※チェック☑してください。）

　上場計画書（様式第2号）

　定款

　株主名簿（様式第3号）

　申請日までに確定している直近3期分の以下の書類

（設立から3期を経過していない場合は、設立時から申請日までに確定している決算期分）

・貸借対照表

・損益計算書

・売上原価、販売費及び一般管理費の明細書

・確定申告書類の「法人事業概況説明書」の写し

　登記事項証明書（履歴事項全部証明書の写し）（発行から3ヶ月以内）

　仙台市税の滞納がないことの証明書の写し（発行から3ヶ月以内）

　　　※ただし、裏面２により照会を行うことに同意した場合は、提出不要

　法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（納税証明書（その3の3））

（発行から3ヶ月以内）

　パンフレットその他企業の概要が分かる資料

　その他仙台市長が特に必要と認めた書類

２　市税の納付状況に関する照会の意向について（※チェック☑してください。）

仙台市市税納付状況※を税務担当課に照会することに

（　　同意します　・　　同意しません　）

※市税納付状況とは、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)の有無のほか、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とします。

※同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（１通300円の手数料が必要です。）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。）。

３　加点措置の対象の有無について（※チェック☑してください。）

　該当する項目はない。

　一連の上場プロセスにおいて、監査法人や主幹事証券会社（またはJ-adviser）を選定している、または接触している（該当する場合、具体的な内容を「様式第2号 上場計画書」にご記載ください）。

　仙台市が上場の機運醸成等を目的として、過去に開催したセミナー（「令和3年度上場チャレンジ基礎セミナー」または「令和4年度上場チャレンジセミナー」）を受講している。

　　　（該当する場合の受講セミナー名：　　　　　）

　「IPO経営人材育成プログラムTOHOKU」の第1期または第2期を受講している。もしくは、今年度開催予定の第3期の受講申し込みをしている。

　　　（該当する場合の受講期：　　　　　）

　東北大学地域イノベーションプロデューサー塾（RIPS）の卒塾企業である。

　　　（該当する場合の卒塾年度：　　　　　）

４　誓約事項　（※チェック☑及び入力してください。）

　申請にあたり以下の事項について相違ないことを誓約します。

1. 仙台市内に本店登記しています。
2. 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下の会社に該当します。
3. 申請時点において市税の滞納はありません。
4. 申請時点において法人税、消費税及び地方消費税の滞納はありません。
5. 暴力団排除に関して、次に掲げる事項に該当しません。
6. 会社が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）であるとき又は会社の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき
7. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
8. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
9. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
10. 次に掲げる業種又は企業ではありません。
    1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種
    2. 各種法令等に違反している企業
    3. 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業
    4. 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業
    5. その他これらに準ずる業種又は企業
11. 上場に向けた意欲や関心を有しています。
12. 上場に向けて誠意をもって取り組めるよう社内に必要な推進体制を構築します。
13. 上場に向けた準備段階や取組状況等を仙台市や支援者に正しく報告します。
14. 本事業による支援先として選定された場合には、仙台市が実施するヒアリングやアンケート等に協力します。

以上